

児発管の役割や最新情勢

社会福祉法人フラット
飯ヶ谷

目次

1.児発管の役割

2.児童期における最新情勢

児発管の役割

子どもの権利を守る

こども施策の基本理念

- 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと
- 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること
- 年齢や発達 の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること
- 全てのこどもは年齢や発達 の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからのためにとって最もよいことが優先して考えられること
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること



4

障害児支援の基本理念

- 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供
(こどものウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 合理的配慮の提供
(社会的なバリアを取り除くための対話・検討)
- 家族支援の提供
(家族のウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進
(一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組)
- 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供
(関係機関や関係者の連携による切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築)



5

障害児支援に関わる者の責任

子どもの発達に関わる責任

・大人になっていく成長・発達過程に関わる、人格形成に影響を与える重要な時期に関わる**重い使命と責任**を負っていること

・この重い使命と責任を果たすためには、子どもの**発達の正しい理解と支援に関する技術が必要**であること

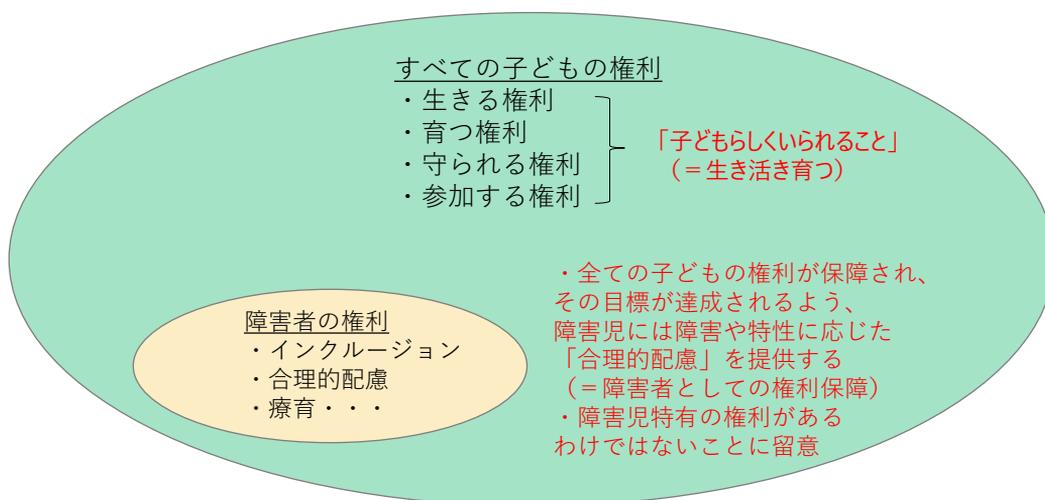
⇒ 適切な支援の不提供＝法令遵守できていない
こどもの権利が守られていないということ

- ・自事業所だけで完結せず、常に関係機関、他職種との連携を図ること
⇒ 支援の厚みが増すだけでなく、自事業所が適切な支援を提供できているかについて他者の目が入ることになる

6

障害児支援の基本姿勢～権利の尊重～

障害のある子どもにおける支援の構造（権利保障の観点から）



7

児童の権利に関する条約

4つの柱



生きる権利

子どもたちは健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利を持っている。



育つ権利

子どもたちは教育を受ける権利を持っている。また、休んだり、遊んだりすること、様々な情報を得ること、自分の考えや信仰が守られることも、自分らしく成長するために、とても重要。



守られる権利

子どもたちは、あらゆる種類の虐待や搾取などから守られる権利を持っている。障がいがある子ども、少数民族の子どもなどは特に守られなければならない。



参加する権利

子どもたちは、自分に関係のあることについて自由に意見を言ったり、集まってグループをつくったり、活動することができる権利を持っている。その際は家族や地域社会の一員としてのルールを守って、行動することが大切。

8

権利擁護は「子ども」と「障害」の両方の視点から

「障害児」という子どもはいない

- ・ 小さな「障害者」ではなく、まずは「子ども」である
⇒ チャイルド・ファースト（Child with disabilities など）
- ・ 子ども自身が意思決定過程に参画する（意見表明と尊重）

「障害」のある子どもとしての権利擁護

<1> 「子ども」としての全ての権利が障害児にも保障される
⇒ 子どもとしての権利を保障する（発達の視点）

<2> 障害があることによる生きづらさや育ちにくさ、経験不足に対する機会の保障と特別な配慮（合理的配慮）が不可欠（障害の視点）
⇒ 障害のある人としての権利を保障する

9

児童期における最新情勢

こども家庭庁の創設（令和5年4月）

1. こども家庭庁とは

こども家庭庁のスローガンは「**こどもまんなか**」。わたしたちはみなさん**一人ひとりの意見を聴いてその声をまんなか**に置きアクションしていきます。

そしてみなさんにとって**最もよいことは何かを考えて、政策に反映**していきます。

みなさんや子育てしている人たちの**困っていることに向き合い**、いざというときに**守るための仕組み**をつくっていきます。

こども・若者がぶつかるさまざまな課題を解決し、大人が中心になって作ってきた社会を「こどもまんなか」社会へと作り変えていくための司令塔、それがこども家庭庁です。

（こども家庭庁HP、大臣メッセージより）

2. こども家庭庁の役割

（1）こども政策の**司令塔としての総合調整**

例：少子化対策など

（2）省庁の縦割り打破、**新しい政策課題や隙間事案への対応**

例：こどもの意見反映の仕組み、幼児期までのこどもの育ち指針、こどもの居場所、日本版DBSの創設など

（3）保健・福祉分野を中心とする**事業の実施**

例：保育、母子保健、社会的養育、こどもの貧困対策、こどもの自殺対策、虐待防止対策、障害児対策など

3. こども家庭庁の基本姿勢

（1）**こどもや子育て中の方々の視点**に立った政策立案

（2）**地方自治体**との連携強化

（3）**様々な民間団体**とのネットワークの強化



こども基本法

<p>目的</p> <p>日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進する。</p>	
<p>基本理念</p> <p>① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること</p> <p>② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること</p> <p>③ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること</p> <p>④ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること</p> <p>⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保</p> <p>⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備</p>	
<p>責務等</p> <p>○ 国・地方公共団体の責務 ○ 事業主・国民の努力</p>	<p>こども政策推進会議</p> <p>○ こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置</p> <p>① 大綱の案を作成</p> <p>② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進</p> <p>③ 関係行政機関相互の調整 等</p> <p>○ 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる</p>
<p>白書・大綱</p> <p>○ 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定 （※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存3法律の白書・大綱と一体的に作成）</p>	<p>附則</p> <p>施行期日：令和5年4月1日 検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討</p>
<p>基本的施策</p> <p>○ 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映</p> <p>○ 支援の総合的・一体的提供の体制整備</p> <p>○ 関係者相互の有機的な連携の確保</p> <p>○ この法律・児童の権利に関する条約の周知</p> <p>○ こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等</p>	

12

こども政策に関する重要事項～こども大綱～

<p>1 ライフステージを通じた重要事項</p> <p>○こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 （こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等）</p> <p>○多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり（遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等）</p> <p>○こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供（成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援）</p> <p>○こどもの貧困対策（教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援）</p> <p>○障害児支援・医療的ケア児等への支援（地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等）</p> <p>○児童虐待防止対策と社会的職員の推進及びヤングケアラーへの支援（児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的職員の必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援）</p> <p>○こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る安全対策 （こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等）</p>
<p>2 ライフステージ別の重要事項</p> <p>○こどもの誕生前から幼児期まで こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。 ・妊娠前から妊産期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保 ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実</p> <p>○学童期・思春期 学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。 思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティーを形成していく時期。 ・こどもが安心して遊べし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ・居場所づくり ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やケアの充実 ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 ・いじめ防止 ・不登校のこどもへの支援 ・校則の見直し ・体罰や不適切な指導の防止 ・高校中退の予防、高校中退後の支援</p> <p>○青年期 大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。 ・高等教育の進学支援、高等教育の充実 ・就労支援、雇用の経済的基盤の安定 ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援 ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実</p>
<p>3 子育て当事者への支援に関する重要事項</p> <p>子育て当事者が、経済的不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。</p> <p>○子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ○地域子育て支援、家庭教育支援</p> <p>○共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 ○ひとり親家庭への支援</p>

13

児童発達支援ガイドライン（概要版①）

ガイドライン改訂の背景

- 児童発達支援事業所は、平成24年の児童福祉法改正により位置づけられて以降、事業所数約1万2,000箇所、利用者数約15万人と飛躍的に増加(令和4年度)。
- 令和3年から令和5年にかけてとりまとめられた各種報告書や、令和4年の児童福祉法改正により児童発達支援センターが地域の障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されたこと、令和5年度の子ども家庭庁創設により子ども施策全体の中で障害児支援を進めることとされたこと等を踏まえ、支援の質の確保及びその向上をより一層図るため、児童発達支援の内容を示し、一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして示しているガイドラインを改訂。

ガイドラインの目的

- 児童発達支援について、障害のある子どもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、児童発達支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるもの。

子ども施策の基本理念

- 全ての子どもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 全ての子どもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 年齢や発達の種類により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。
- 全ての子どもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、子どもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが望ましいことも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

障害児支援の基本理念

- 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供(子どものウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 合理的配慮の提供(社会的なバリアを取り除くための対話・検討)
- 家族支援の提供(家族のウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進(一般の子ども施策との併行利用や移行に向けた支援、地域で暮らす他のこととの交流などの取組)
- 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供(関係機関や関係者の連携による切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築)

児童発達支援の役割

- 主に就学前の障害のある子ども又はその可能性のある子どもに対し、個々の障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への発達支援(本人支援)を行うほか、子どもの発達の基盤となる家族への支援(家族支援)を行うこと。
- 全ての子どもが共に成長できるよう、障害のある子どもが、可能な限り、地域の保育、教育等を受けられるように支援(移行支援)を行うほか、子どもや家庭に関わる関係機関と連携を図りながら、子どもや家族を包括的に支援(地域支援・地域連携)していくこと。

児童発達支援の目標

- アタッチメントの形成と子どもの育ちの充実
- 家族への支援を通じた子どもの暮らしや育ちの安定
- 子どもと地域のつながりの実現
- 地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進

児童発達支援の方法

- **子どもの発達の過程や障害の特性等に応じた発達上のニーズを丁寧に把握(※1)し理解した上で、全ての子どもに総合的な支援(※2)を提供することを基本としつつ、**子どもの発達段階や特性など、個々のニーズに応じて、特定の領域に重点を置いた支援(※3)を組み合わせて行うなど、包括かつ丁寧に支援を行っていくことが重要。
- ※1 本人支援の5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)の視点を通じた個々の子どもに応じたオーダーメイドの支援
- ※2 個々の子どもに応じた、生活や遊び等の中での、5領域の視点を網羅した支援
- ※3 5領域の視点を網羅した支援(総合的な支援)を行うことに加え、理学療法士等の有する専門性に基づきアセスメントを行い、計画的及び個別・集中的に行う、5領域のうち特定(又は複数)の領域に重点を置いた支援

児童発達支援ガイドライン（概要版②）

児童発達支援の内容

①本人支援 「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の5領域の視点を網羅した個々の子どもに応じたオーダーメイドの支援	②家族支援 子どもの成長や発達の基盤となる親子関係や家庭生活を安定、充実させる支援	③移行支援 子どもが、可能な限り、地域の保育、教育等を享受し、その中で適切な支援を受けられるようにしていく支援、同年代の子どもをはじめとした地域における仲間づくりを図っていく支援	④地域支援・地域連携 子どもの育ちや家庭の生活の支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や障害福祉サービス等事業所等との連携による子どもや家族の支援
---	---	---	--

児童発達支援の流れ

- 障害児相談支援事業所が、障害児支援利用計画を作成し、その後、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画における総合的な援助の方針等を踏まえ、児童発達支援計画を作成し、これに基づき日々の支援を提供される。
- 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援を利用する子どもと家族のニーズを適切に把握し(5領域の視点を踏まえたアセスメント)、児童発達支援が提供すべき支援の内容を踏まえて児童発達支援計画を作成し(将来に対する見通しを持ち、子どもや保護者の意思の尊重、子どもの最善の利益の優先考慮の観点で踏まえて作成)、全ての職員が児童発達支援計画に基づいた支援を行っているように調整する。作成した児童発達支援計画は、障害児相談支援事業所へ交付する。
- 児童発達支援計画は、概ね6か月に1回以上モニタリングを行うこととなっており、モニタリングの結果に基づき、児童発達支援計画の見直しを行っていく。

関係機関との連携

- 障害のある子どもの発達支援は、子ども本人が支援の輪の中心となり、様々な関係者や関係機関(※)が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、適切な情報を共有することにより、障害のある子どもに対する理解を深めることが必要。
- ※ 市町村、医療機関、保育所や幼稚園、他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、学校や放課後等デイサービス事業所、子ども家庭センターや児童相談所、(自立支援)協議会等
- セルフプランにより複数の事業所等を利用する子どもについては、適切な障害児支援の利用の観点から、利用する全ての事業所間において、子どもの状態や支援状況の共有等を行うなど、特に連携を図ることが重要。

組織運営管理

- 自己評価については、従業員評価及び保護者評価を踏まえ、全職員による共通理解の下で、事業所全体として行う必要がある。
- 総合的な支援の推進と事業所等が提供する支援の見える化を図るため、5領域との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画(支援プログラム)を作成する必要がある。

衛生管理・安全管理対策等

- 衛生管理:感染症対応として、対策を検討する委員会の定期的な開催や、指針の整備、研修や訓練の定期的な実施、業務継続計画(BCP)の策定が必要。
- 非常災害対策:非常災害に備えて、消火設備等の必要な設備、具体的な計画の作成や周知、定期的な避難訓練、業務継続計画(BCP)の策定が必要。市町村が作成する個別避難計画への協力(計画作成に当たっては、子どもの状況等をよく把握している相談支援事業所等の参加が想定されることから、当該相談支援事業所等との間で災害時の対応について意思疎通を図っておくこと)も重要。
- 安全管理対策:安全計画の策定、事故発生時の都道府県・市町村・家族等への報告、緊急時における対応方法についてのマニュアルの策定・訓練、救急対応に関する知識と技術の習得が必要。

権利擁護

- 虐待防止委員会の定期的な開催やその結果の職員への周知徹底、職員に対する研修の定期的な実施やこれらの措置を適切に実施するための担当者の配置が必要。
- 身体拘束等の適正化を図る措置(①身体拘束等の記録、②身体拘束適正化検討委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施)を講じる必要。

放課後等デイサービスガイドライン（概要版①）

ガイドライン改訂の背景

- 放課後等デイサービスは、平成24年の児童福祉法改正により位置づけられて以降、事業所数約2万箇所、利用者数約30万人と飛躍的に増加（令和4年度）。
- 令和3年から令和5年にかけてとりまとめられた各種報告書や、令和4年の児童福祉法改正により児童発達支援センターが地域の障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されたこと、令和5年度の子ども家庭庁創設により子ども施策全体の中で障害児支援を進めることとされたこと等を踏まえ、支援の質の確保及びその向上をより一層図るため、放課後等デイサービスにおける支援の内容を示し、一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして示しているガイドラインを改訂。

ガイドラインの目的

- 放課後等デイサービスについて、障害のある子どもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるもの。

子ども施策の基本理念

- 全ての子どもは大切にされ、基本的な権利が守られ、差別されないこと。
- 全ての子どもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 年齢や発達の違いにより、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。
- 全ての子どもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、子どもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しい子どもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

障害児支援の基本理念

- 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供（子どものウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援）
- 合理的配慮の提供（社会的なバリアを取り除くための対話・検討）
- 家族支援の提供（家族のウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援）
- 地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進（一般の子ども施策との併行利用や移行に向けた支援、地域で暮らす他の子どもとの交流などの取組）
- 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供（関係機関や関係者の連携による切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築）

放課後等デイサービスの役割

- 学齢期の障害のある子ども又はその可能性のある子どもに対し、個々の障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への発達支援（本人支援）を行うほか、子どもの発達基盤となる家族への支援（家族支援）を行うこと。
- 全ての子どもが共に成長できるよう、学校、特別支援学校、専修学校等と連携を図りながら、小学生の年齢においては放課後児童クラブ等との並行利用や移行に向けた支援を行うとともに、学齢期全般において地域の一員としての役割の発揮や地域の社会活動への参加・交流を行うことができるよう支援（移行支援）を行うほか、子どもや家庭に関する関係機関と連携を図りながら、子どもや家族を包括的に支援（地域支援・地域連携）していくこと。

放課後等デイサービスの目標

- 生きる力の育成と子どもの育ちの充実
- 家族への支援を通じた子どもの暮らしや育ちの安定
- 子どもと地域のつながりの実現
- 地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進

放課後等デイサービスの方法

- **子どもの発達の過程や障害の特性等に応じた発達上のニーズを丁寧に把握（※1）**し理解した上で、全ての子どもに**総合的な支援（※2）**を提供することを基本としつつ、子どもの発達段階や特性など、個々のニーズに応じて、**特定の領域に重点を置いた支援（※3）**を組み合わせるなど、包括かつ丁寧に支援を行っていくことが重要。
- ※1 本人支援の5領域（「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」）の視点等を踏まえたアセスメントを行うことが必要。
- ※2 個々の子どもに応じた、生活や遊び等の中での、5領域の視点を網羅した支援
- ※3 5領域の視点を網羅した支援（総合的な支援）を行うことに加え、理学療法士等の有する専門性に基きアセスメントを行い、計画的及び個別・集中的に行う、5領域のうち特定（又は複数の）領域に重点を置いた支援

放課後等デイサービスガイドライン（概要版②）

放課後等デイサービスの内容

<p>①本人支援 「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の5領域の視点を網羅した個々の子どもに応じたオーダーメイドの支援を4つの基本活動を統合して提供する。</p> <table border="1"> <tr> <td>日常生活の充実と自立支援のための活動</td> <td>多様な遊びや体験活動</td> </tr> <tr> <td>地域交流の活動</td> <td>子どもが主体的に参加できる活動</td> </tr> </table>	日常生活の充実と自立支援のための活動	多様な遊びや体験活動	地域交流の活動	子どもが主体的に参加できる活動	<p>②家族支援 子どもの成長や発達の基盤となる親子関係や家庭生活を安定・充実させる支援</p>	<p>③移行支援 子どもが、可能な限り、地域において放課後等に行われている多様な学習・体験・活動や居場所を享受し、その中で適切な支援を受けられるようにしていくことや、同年代の子どもをばしめとした地域における仲間づくりを促していく支援</p>	<p>④地域支援・地域連携 子どもの育ちや家庭の生活の支援に関する保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や障害福祉サービス等事業所等との連携による支援</p>
日常生活の充実と自立支援のための活動	多様な遊びや体験活動						
地域交流の活動	子どもが主体的に参加できる活動						

放課後等デイサービスの流れ

- 障害児相談支援事業所が、障害児支援利用計画を作成し、その後、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画における総合的な援助の方針等を踏まえ、放課後等デイサービス計画を作成し、これに基づき日々の支援が提供される。
- 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービスを利用する子どもと家族のニーズを適切に把握し（5領域の視点を踏まえたアセスメント）、放課後等デイサービスが提供するべき支援の内容を踏まえて放課後等デイサービス計画を作成し（将来に対する見通しを持ち、子どもや保護者の意思の尊重、子どもの最善の利益の優先考慮の視点を踏まえて作成）、全ての職員が放課後等デイサービス計画に基づいた支援を行っていくように調整する。作成した放課後等デイサービス計画は、障害児相談支援事業所へ交付する。
- 放課後等デイサービス計画は、概ね6か月に1回以上モニタリングを行うこととなっており、モニタリングの結果に基づき、放課後等デイサービス計画の見直しを行っていく。

関係機関との連携

- 障害のある子どもの発達支援は、子ども本人が支援の輪の中心となり、様々な関係者や関係機関（※）が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、適切に情報を共有することにより、障害のある子どもに対する理解を深めることが必要。
- ※ 市町村、医療機関、学校等、他の放課後等デイサービスや児童発達支援事業所、放課後児童クラブ等、子ども家庭センターや児童相談所、（自立支援）協議会等
- セルフプランにより複数の事業所等を利用する子どもについては、適切な障害児支援の利用の観点から、利用する全ての事業所間において、子どもの状態や支援状況の共有等を行うなど、特に連携を図ることが重要。

組織運営管理

- 自己評価については、従業員評価及び保護者評価を踏まえ、全職員による共通理解の下で、事業所全体として行う必要がある。
- 総合的な支援の推進と事業所等が提供する支援の見える化を図るため、5領域との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画（支援プログラム）を作成する必要がある。

衛生管理・安全管理対策等

- 衛生管理：感染症対応として、対策を検討する委員会の定期的な開催や、指針の整備、研修や訓練の定期的な実施、業務継続計画（BCP）の策定が必要。
- 非常災害対策：非常災害に備えて、消火設備等の必要な設備、具体的計画の作成や周知、定期的な避難訓練、事業継続計画（BCP）の策定が必要。市町村が作成する個別避難計画への協力（計画作成に当たっては、子どもの状況等をよく把握している相談支援事業所等の参画が想定されることから、当該相談支援事業所等との間で災害時の対応について意思疎通を図っておくこと）も重要。
- 安全管理対策：安全計画の策定、事故発生時の都道府県・市町村・家族等への報告、緊急時における対応方法についてのマニュアルの策定・訓練、救急対応に関する知識と技術の習得が必要。

権利擁護

- 虐待防止委員会の定期的な開催とその結果の職員への周知徹底、職員に対する研修の定期的な実施やこれらの措置を適切に実施するための担当者の配置が必要。
- 身体拘束等の適正化を図る措置（①身体拘束等の記録、②身体拘束適正化検討委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施）を講じる必要。

保育所等訪問支援ガイドライン（概要版①）

ガイドライン策定の背景

- 平成24年の児童福祉法改正以降、身近な地域で障害児通所支援を受けることができる環境は大きく改善した一方、インクルージョンの取組は十分に推進されてきたとは必ずしも言えない状況にある。
- 令和3年から令和5年にかけてとりまとめられた各種報告書や、令和4年の児童福祉法改正により児童発達支援センターが地域の障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されたこと、令和5年度のこども家庭庁創設によりこども施策全体の中で障害児支援を進めるとされたこと等を踏まえ、支援の質の確保及びその向上をより一層図るため、保育所等訪問支援の内容を示し、一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして、新たにガイドラインを策定。

ガイドラインの目的

- 保育所等訪問支援について、障害のあるこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、保育所等訪問支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるもの。

こども施策の基本理念

- 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 年齢や発達に応じて、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。
- 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

障害児支援の基本理念

- 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供（こどものウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援）
- 合理的配慮の提供（社会的なバリアを取り除くための対話・検討）
- 家族支援の提供（家族のウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援）
- 地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進（一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組）
- 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供（関係機関や関係者の連携による切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築）

保育所等訪問支援の役割

- 保育所・幼稚園、認定こども園、小学校・中学校・高等学校、特別支援学校、乳児院、児童養護施設、放課後児童クラブ（以下「保育所等」という。）など、こどもが集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援を行うこと。

保育所等訪問支援の目標

- こどもの集団生活への適応とこどもの育ちの充実
- 成長を喜びあえる土台作りと家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定
- 訪問先施設への支援を通じたこどもの育ちの安定
- 事業所等における全てのこどもの育ちの保障

保育所等訪問支援の方法

- こどもや家族への面談や訪問先施設への訪問等によるアセスメントにより把握したニーズに基づき、訪問日の日程調整を行った上で、保育所等を訪問し、こどもの様子を丁寧に観察し、こども本人に対する支援（集団生活への適応や日常生活動作の支援など）や訪問先施設の職員に対する支援（こどもへの理解や特性を踏まえた支援方法や関わり方の助言など）、支援後のカンファレンス等におけるフィードバック（支援の対象となるこどものニーズや今後の支援の進め方など）を提供することを通じて、こどもの集団生活への適応を支援するとともに、こどもの特性を踏まえた関わり方や環境の調整などについて助言していく。
- こどもは家庭や地域社会における生活を通して、様々な体験等を積み重ねながら育っていくことが重要であり、訪問支援の実施後は、家族への報告を行い、家庭生活において、支援の内容を踏まえたこどもとの関わり方の改善や環境の調整等を促していくとともに、こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる地域の様々な関係者や関係機関と連携して支援を進めていくことが重要。

保育所等訪問支援ガイドライン（概要版①）

保育所等訪問支援の内容

- ①こども本人に対する支援
こどもが集団生活の場で安全・安心に過ごすことができるよう、訪問先施設における生活の流れの中で、集団生活への適応や日常生活動作の支援を行うこと
- ②訪問先施設の職員に対する支援
訪問先施設のこどもに対する支援力を向上させることができるよう、こどもの発達段階や特性の理解を促すとともに、こどもの発達段階や特性を踏まえた関わり方や訪問先施設の環境等について助言を行うこと
- ③家族支援
家族が安心して子育てを行うとともに、安心してこどもを保育所等に送り出すことができるよう、保護者に対し、訪問先施設におけるこどもの様子や、訪問先施設の職員のこどもへの関わり方などを含め、提供した保育所等訪問支援の内容を伝えること

保育所等訪問支援の流れ

- 障害児相談支援事業所が、障害児支援利用計画を作成し、その後、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画における総合的な援助の方針等を踏まえ、保育所等訪問支援計画を作成し、これに基づき支援が提供される。
- 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援を利用することと家族のニーズを適切に把握し、保育所等訪問支援が提供するべき支援の内容を踏まえて保育所等訪問支援計画を作成し（将来に対する見通しを持ち、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点から踏まえて作成）、全ての職員が保育所等訪問支援計画に基づいた支援を行っているように調整する。作成した保育所等訪問支援計画は、障害児相談支援事業所へ交付する。
- 保育所等訪問支援計画の「支援目標」及び「支援内容」については、保育所等訪問支援そのものがインクルージョンを推進するものであることを踏まえ、こどもが訪問先施設での生活に適応し、今の生活と将来の生活の両方を充実させていく観点から組み立てていく必要がある。
- 保育所等訪問支援計画は、概ね6か月以上1回以上モニタリングを行うこととなり、モニタリングの結果に基づき、保育所等訪問支援計画の見直しを行っていく。

関係機関との連携

- 障害のあるこどもの発達支援は、こども本人を支援の輪の中心として考え、様々な関係者や関係機関（※）が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、適切に情報を共有することにより、障害のあるこどもに対する理解を深めることが必要。
※ 訪問先施設、市町村、児童発達支援センター、児童発達支援事業所や放課後等サービス事業所、こども家庭センターや児童相談所、（自立支援）協議会等、類似事業（地域障害児支援体制強化事業や障害児等療育支援事業）の実施機関
- セルフプランにより複数の事業所等を利用することについては、適切な障害児支援の利用の観点から、利用する全ての事業所間において、こどもの状態や支援状況の共有等を行うなど、特に連携を図ることが重要。

組織運営管理

- 自己評価については、従業員評価、保護者評価及び訪問先施設評価を踏まえ、全職員による共通理解の下で、事業所全体として行う必要がある。

衛生管理・安全管理対策等

- 訪問先施設に滞在する間は、訪問先施設の定める運営規程等に従うことが必要であり、事前に訪問先施設に確認の上、ルールやマニュアル等も確認し、訪問する職員に周知徹底しておくことが必要。
- 衛生管理：感染症対応として、対策を検討する委員会との定期的な開催や、指針の整備、研修や訓練の定期的な実施、業務継続計画（BCP）の策定が必要。
- 安全管理対策：安全計画の策定・訪問先施設との共有、事故発生時の都道府県・市町村・家族等への報告、訪問先施設における事故発生時の対応方法の事前確認が必要。

権利擁護

- 虐待防止委員会との定期的な開催やその結果の職員への周知徹底、職員に対する研修の定期的な実施やこれらの措置を適切に実施するための担当者の配置が必要。
- 身体拘束等の適正化を図る措置（①身体拘束等の記録、②身体拘束適正化検討委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施）を講じる必要。

令和6年度報酬改定における個別支援計画に係る改定のポイント

☑総合的な支援の推進

総合的な支援を推進するため、①「健康・生活」②「運動・感覚」③「認知・行動」④「言語・コミュニケーション」⑤「人間関係・社会性」の5領域を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支援内容について、個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で提供することが求められることになった。

☑支援におけるこどもの最善の利益の保障

障害児支援におけるこどもの最善の利益を保障するため、事業者に対し、障害児と保護者の意思を尊重するための配慮を求めるとともに、児童発達支援管理責任者に対し、①個別支援計画の作成に当たり、障害児の意見が尊重され、最善の利益を優先して考慮すること、②業務を行うに当たり、障害児と保護者の意思を尊重するよう努めることを求めることになった。

☑インクルージョンに向けた取組の推進

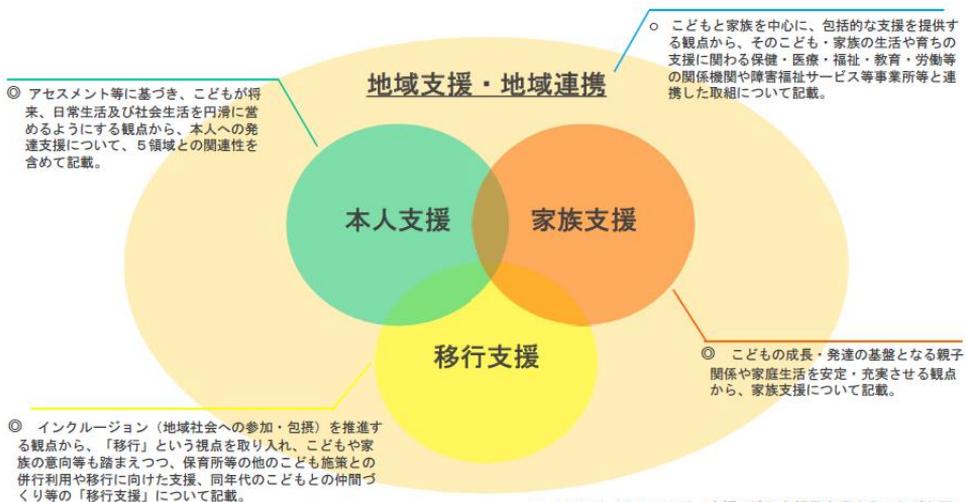
事業所に対し、併行通園や保育所等への移行等、インクルージョン推進の取組を求めるとともに、個別支援計画において具体的な取組等について記載しその実施を求めることになった。



20

個別支援計画の作成に係るポイント

個別支援計画には、「本人支援」「家族支援」「移行支援」の各項目を明記
※ 地域支援・地域連携は、必要に応じて記載



※ PDCAサイクルにより、支援の適切な提供を進めることが必要。

21

個別支援計画の作成に係るポイント～本人支援～



☑個別支援計画の作成における「本人支援」のポイント

児童発達支援等では、個々のアセスメントを踏まえて、個々の発達段階や特性等に応じたオーダーメイドの本人支援（発達支援）が提供されることが重要（同じ目標・支援内容の計画は想定されない）。

○ そのためには、こどもの状況を多様な観点・情報から総合的・包括的に確認・分析してニーズ等を捉え、そこから必要な支援を組み立てていく。

その過程の中で、**総合的な発達の視点として、5領域の視点をもつことが重要。**

○（5領域の視点も網羅した）総合的・包括的なアセスメントを踏まえて、個々の育ちやニーズを保障するために必要な目標を設定し、支援内容を組み立て、オーダーメイドの本人支援を提供するための計画を作成する。



個別支援計画において、5領域との関連性が網羅されていること。

※ 5領域は、相互に関連する部分、重なる部分もあると考えられるため、各領域ごとに個々に異なる目標（5つの目標）を設定する必要はない。

※ 保育所等との併行利用や、複数の障害児通所支援事業所を組み合わせ利用している場合は、保育所等や他の事業所での支援内容とお互いの役割分担を踏まえた上で、記載をすること。

☑ 5領域は、あくまでも、総合的な支援を行う上での発達の視点。領域に捉われすぎない、単に5領域に対応する課題や支援への当てはめを行うだけにならないように留意。

発達支援の5領域の内容比較

	児童発達支援	放課後等デイサービス
健康・生活	<ul style="list-style-type: none"> ○健康状態の維持・改善 ○生活習慣や生活リズムの形成 ○基本的な生活スキルの獲得 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康状態の維持・改善 ○生活習慣や生活リズムの形成 ○基本的な生活スキルの獲得 ○生活におけるマネジメントスキルの育成
運動・感覚	<ul style="list-style-type: none"> ○姿勢と運動・動作の基本的技能の向上 ○姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用 ○身体の移動能力の向上 ○保有する感覚の活用 ○感覚の補助及び代行手段の活用 ○感覚の特性への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○姿勢と運動・動作の基本的技能の向上 ○姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用 ○身体の移動能力の向上 ○保有する感覚の活用 ○感覚の特性への対応 等
認知・行動	<ul style="list-style-type: none"> ○認知の特性についての理解と対応 ○対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得（感覚の活用や認知機能の発達、知覚から行動への認知過程の発達、認知や行動の手掛かりとなる概念の形成） ○行動障害への予防及び対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○認知の特性についての理解と対応 ○対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得 ○行動障害への予防及び対応等
言語・コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニケーションの基礎的能力の向上 ○言語の受容と表出 ○言語の形成と活用 ○人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得 ○コミュニケーション手段の選択と活用 ○状況に応じたコミュニケーション 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニケーションの基礎的能力の向上 ○言語の受容と表出 ○コミュニケーション手段の選択と活用 ○状況に応じたコミュニケーション 等
人間関係・社会性	<ul style="list-style-type: none"> ○アタッチメント（愛着）の形成と安定 ○遊びを通じた社会性の発達 ○自己の理解と行動の調整 ○仲間づくりと集団への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○情緒の安定 ○他者との関わり（人間関係）の形成 ○遊びを通じた社会性の発達 ○自己の理解と行動の調整 ○仲間づくりと集団への参加

個別支援計画の作成に係るポイント～家族支援～

☑個別支援計画の作成における「家族支援」のポイント

こどもの成長・発達の基盤となる親子関係や家庭生活を安定・充実させる観点から、以下の例も参考にしながら、家族支援について記載。

(例)

- こどもの発達状況や特性の理解に向けた相談援助
- 家族の子育てに関する困りごとに対する相談援助
- レスパイトや就労等の預かりニーズに対応するための支援
- 保護者同士の交流の機会の提供（ピアの取組）
- きょうだいへの相談援助等の支援
- 子育てや障害等に関する情報提供等



個別支援計画作成時の留意点 (例)

利用者名 _____ 作成年月日: ____年 ____月 ____日

利用時及び家族の生活に対する意向						
総合的な支援の方針		◎事業所として、どのようなコンセプトで変遷していくのかも決めておくこと (どのような子どもに育ってほしいのかを育てたいのかなど) ◎全体の進捗の進め方と関係がわかること ◎子どもの育ちにいいことばかりか ◎支援の浸透し、イメージが持てるように (1年ではない短いスパンでの見直しも含めて)				
長期目標 (内容・期間等)	短期目標 (内容・期間等)	◎どのような子どもに育ってほしいかを保護者とともに ◎ワクワク、ドキドキ感のある計画になるように本人とともに ◎具体的な到達目標とリンクさせることが必要 ◎具体性は必要だが、気持ちの在り方や育む力など様々な表現も ◎長期目標は約1年、短期目標は3～6か月で設定			支援の標準的な提供時間 (曜日・頻度、時間)	
○支援目標及び具体的な支援内容等						
項目	支援目標 (具体的な到達目標)	支援内容 (内容・支援の提供上のポイント・5領域との関連性等)	達成時期	担当者 提供機関	留意事項	優先順位
本人支援	支援期間終了後 (モニタリング時) に到達しているであろう「子どもや家族の様子」を記載 [主眼は子ども・家族]	到達目標に掲げた子どもや家族等の様子になるよう、事業所がどのような「専門的な支援」、工夫、配慮を行うのかを具体的に記載。家族支援および地域支援の場合も具体的な働きかけを記載 [主眼は事業所]				
本人支援	事業で発せられるニーズだけでなく、子どもの成長に必要な「発達ニーズ」も検討し目標を設定	* モニタリング時に、事業所の支援の質、力量が問われる→達成できなかった場合は子どもや家族、地域のせいではなく、事業所の目標設定や支援内容が適切だったと評価する				
・項目欄は、本人支援では発達の領域 (運動、遊び・・・) で記載してもよい⇒アセスメントと直結 ・「ニーズの整理票」で作成したニーズ、発達課題等を書けるよう欄を追加してもよい						

令和 ____年 ____月 ____日 利用者氏名 _____ 児童発達支援管理責任者 _____

個別支援計画作成時の留意点（例）

利用者名 _____ 作成年月日: ____年__月__日

利用時及び家族の生活に対する意向						
総合的な支援の方針						
長期目標 (内容・期間等)					支援の標準的な提供時間 (曜日・頻度・時間)	
短期目標 (内容・期間等)						
○支援目標及び具体的な支援内容等						
項目	支援目標 (具体的な到達目標)	支援内容 (内容・支援の提供上のポイント・5領域との関連性等)	達成 時期	担当者 提供機関	留意事項	優先 順位
本人支援	<p>作成にあたっては、以下の通知・文書を確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭庁 令和6年5月17日発出 事務連絡：令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う個別支援計画作成にあたっての留意点及び記載例について ・児童発達支援ガイドライン・放課後等デイサービスガイドライン・保育所等訪問支援ガイドライン 					
本人支援						
本人支援						
本人支援						
家族支援						
移行支援						
地域支援 地域連携						
令和 ____年__月__日 利用者氏名 _____ 児童発達支援管理責任者 _____						

スライド内の資料については、
国研修の資料を参考にしています。

詳しくは、国立リハビリテーションセンターのホームページから
ダウンロード等出来ますのでご参照ください。